

# 平成 30 年度西宮市「地域のショートステイ」整備事業補助事業者募集要項

## 1 募集の趣旨

本市では、第 7 期介護保険事業計画（平成 30～32 年度）に基づき、要介護高齢者を地域で支えるサービス「地域のショートステイ」（基準該当短期入所生活介護事業所のうち、指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に併設されている事業所）の整備を進めています。

本募集は、平成 31 年 4 月 1 日までに当該事業を開始する事業者に対し施設整備にかかる費用の補助を行うことで「地域のショートステイ」の整備を促すことを目的として実施するものです。

## 2 募集内容

### (1) 地域のショートステイの事業内容

下記市ホームページをご参照ください。

「地域のショートステイ」基準該当短期入所生活介護等事業者の登録申請等の手続について  
アドレス：<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/shortstay.html>

### (2) 事業所整備に係る補助金の内容

予算 500 万円の範囲内

本募集での採択後、平成 31 年 4 月 1 日までに基準該当短期入所生活介護の登録を受け、地域のショートステイの事業を開始することを条件とします。

地域のショートステイの整備に必要な居室の整備費及びスプリンクラー設置費に対して補助金を交付します。1 事業所あたりの補助金の上限は、定員 5 人分・定員 1 人あたり上限 25～100 万円（整備内容による）とします。詳細につきましては、後述の（3）補助金の交付額の算定方法をご参照ください。

また、従来型個室の整備費・多床室の整備費・スプリンクラー設置費の複数項目を申請する場合、それぞれの経費が分かるような見積書を提出してください。

### (3) 補助金の交付額の算定方法

ア 別表において、区分ごとに、補助算定基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定します。

イ 地域のショートステイの定員数（ただし、定員が 5 人を超える場合は 5 とする。）に定員 1 人あたり 100 万円を乗じて得た額と、アにより選定された額を合算した額とを比較して少ない方の額を交付額とします。

【例 1】地域のショートステイ（定員 9 人）の整備を予定しており、従来型個室 9 人分の整備費用（補助対象経費の実支出額 600 万円）及び従来型個室へのスプリンクラー設置費用（補助対象経費の実支出額 200 万円）の補助金の交付を希望する場合

- ア ・従来型個室・・・補助算定基準額 500 万円と、補助対象経費の実支出額 600 万円を比較します。→ 500 万円
- ・従来型個室へのスプリンクラー設置・・・補助算定基準額 500 万円と、補助対象経費の実支出額 200 万円を比較します。→ 200 万円
- イ 地域のショートステイの定員数に定員 1 人当たり 100 万円を乗じて得た額 500 万円と、アにより選定された額を合算した額 700 万円を比較します。
- ⇒ 補助金の交付額は 500 万円 となります。

【例 2】地域のショートステイ（定員 5 人）の整備を予定しており、従来型個室 3 人分の整備費用（補助対象経費の実支出額 250 万円）、多床室 2 人分の整備費用（補助対象経費の実支出額 200 万円）の補助金の交付を希望する場合

- ア ・従来型個室・・・補助算定基準額 300 万円と、補助対象経費の実支出額 250 万円を比較します。→ 250 万円
- ・多床室・・・補助算定基準額 50 万円と、補助対象経費の実支出額 200 万円を比較します。→ 50 万円
- イ 地域のショートステイの定員数に定員 1 人当たり 100 万円を乗じて得た額 500 万円と、アにより選定された額を合算した額 300 万円を比較します。
- ⇒ 補助金の交付額は 300 万円 となります。

#### (4) 募集区域

市内全域

### 3 応募資格

- (1) 法人であること。
- (2) 法人及び役員が介護保険法第 70 条第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 法人代表者及び役員が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（西宮市平成 25 年条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。（これに関しては兵庫県警察本部長に照会することがあります）
- (4) 法人が社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。
- (5) 経営状況が良好と認められ、本事業の実施に問題がないと認められること。
- (6) 法人関係者等が、本市に対し不当な要求等の無理無体な行為を行っていないこと。
- (7) 法人が市税等を完納していること。
- (8) 4「応募要件及び応募方法」を満たした計画であること。

### 4 応募要件及び応募方法

「地域のショートステイ整備事業実施計画書」及び添付書類を**期限厳守**で提出して下さい。これらの様式及び添付書類に関しては、別添のとおりです。計画書作成については以下の点を留意下さい。これらから逸脱した内容のものは、応募要件を満たさないものとします。

- (1) 本事業の運営に関する方針に具体性があり、介護保険法を始め関係法令の趣旨を十分に踏まえたものであること。
- (2) 事業所が、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、西宮市地

域のショートステイ整備事業補助要綱、西宮市基準該当短期入所生活介護事業者及び基準該当介護予防短期入所生活介護事業者の登録等に関する要綱等の関係法令等を遵守していること。

- (3) 事業収支計画において、本事業が適正に運営される見込みであると認められる計画であること。
- (4) 事業所が、登録後、10年以上事業継続すること。10年未満に事業を廃止した場合は、当該補助金の全額又は一部返還命令などの必要な措置を行うことがあります。
- (5) 事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。また、環境、防災及び交通の利便性の観点から適切な立地と認められること。なお、市街化調整区域での設置は認めません。
- (6) 事業所用地の確保、建物の建設に具体性が認められること。

## 5 応募にあたっての留意点

- (1) 事業者登録申請時において関係法令を満たしていないことが判明したもの、明らかに資金収支計画が不適切と認められる場合等は応募要件を満たさないこととなりますので応募者において計画書等を十分確認の上ご提出ください。
- (2) 応募者が負担した一切の費用について市に請求することはできません。
- (3) 選考時の評価点数については、市のホームページ等で一般に公開する場合があります。
- (4) 平成31年3月末日までに事業所整備が完了し、平成31年4月1日までに事業所開設をしていただかなければ、補助金を受けることはできません。
- (5) 介護保険サービス以外のサービスである宿泊サービスを実施している事業所は、基準該当短期入所生活介護事業の登録までに宿泊サービスを廃止することで、本事業の対象となります。

## 6 計画書の提出について

- (1) 提出期限

平成30年8月31日（金）

なお、提出は平成30年6月1日（金）から受付いたします。

- (2) 提出先

西宮市役所 福祉のまちづくり課 （本庁舎3階）

※提出に際しましては、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

- (3) 提出にあたっての留意点

- ア 計画書には多岐にわたる書類の添付が必要であり、資料作成にかなりの時間を要することが考えられます。時間的にゆとりを持った書類作成を心がけてください。
- イ 提出いただいた書類は返却しません。修正等による差し替えや追加書類の提出は受付いたしません。提出前の十分な確認をお願いします。
- ウ 提出いただいた書類は、全て下記7（2）の選考審査の対象となります。また、提出もれがあった場合には、評価点なしとなりますので、提出前の十分な確認をお願

いします。

## 7 審査・選考

### (1) 審査

提出いただいた書類を審査するにあたり、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。必要と判断した場合は、書類の追加提出を求めることもあります。

3で示した応募資格を満たさない、提出いただいた書類に虚偽等がある、募集要項の内容や審査選考に関し要求・意見等を申し入れる、その他不正行為や無理無体な要求があった場合は、応募自体を無効とします。

### (2) 選考

選考にあたっては、4で示した要件を満たす整備計画について、別添資料「地域のショートステイ整備事業者評価表」に基づく採点を行い、予算の範囲内で評価点数の高い整備計画から順に採択します。応募資格、応募要件（西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第182条、第183条及び第187条のうち運営に関する基準を準用する部分を除く）を満たさない計画及び提出書類にもれがあるものについては、採点を行いません。

500万円の予算上限を超える場合には、希望する補助金を満額交付しかねる事業者と調整し予算の範囲内で決定します。

【例】下記4つの応募があった場合、A事業所は補助金300万円で採択、B事業所は補助金100万円で採択されます。C事業所は事業者と調整後、補助金100万円で採択されます。C事業所と調整がつかなかった場合、順次次点のD事業所の事業者と調整します。

事業所名	補助金(希望額)	評価点
・A事業所	300万円	100点
・B事業所	100万円	90点
・C事業所	200万円	80点
・D事業所	100万円	70点

### (3) 選考結果の通知

**平成30年10月**

選考結果につきましては、「平成30年10月」を目途に各事業者あて通知する予定です。選考時の評価点数については、他の応募事業者からの求めに応じて公開します。

採択後、工事着工等を行ってください。

8 募集・採択スケジュール（予定）

30 ・ 31 年	6月1日～ 8月31日	受付期間	整備計画の作成及び提出
	9月3日～	審査 選考等	整備計画内容の確認 ヒアリング（場合により実施）、現地確認等の実施
	10月～	計画採択	計画採択
		結果通知	応募事業者へ結果通知の送付
	～H31年3月31 日	事業所整備	工事着工等
		事業者登録	整備事業完了後、事業者登録
H31年4月～	補助金の 支払い	事業者登録及び事業所開設後、 採択された事業者へ補助金の支払い	

9 問合せ先

今回の募集に関するお問い合わせは、次までお願いします。なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡下さい。また、計画書類の提出は、運営法人の方のみとします。コンサルティング会社や建設会社・設計会社からの問い合わせには応じられません。審査・評価に関わる内容の問い合わせには、一切応じられません。

西宮市健康福祉局福祉総括室福祉のまちづくり課（市役所本庁舎3階） 電話 0798-35-3050 F A X 0798-34-5465
--

別表

1 区分	2 補助算定基準額	3 補助対象経費
従来型個室	<p>地域のショートステイの従来型個室の定員数（ただし、定員が5人を超える場合は5とする。また、従来型個室と多床室を併用して算定する場合、従来型個室の定員数と多床室の定員数の合計数の上限は5とする。）に、定員1人当たり100万円を乗じて得た額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のショートステイの整備に必要な建物新築又は建物改修にかかる工事費又は工事請負費（当該事業に係る従来型個室部分にかかる経費のみ対象とします）</li> <li>・地域のショートステイの整備に必要な建物購入にかかる経費（当該事業に係る従来型個室部分を面積按分し対象経費を算出します）</li> </ul> <p>※ただし、別の負担（補助）金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除きます。 ※消費税相当分は除きます。</p>
多床室	<p>地域のショートステイの多床室の定員数（ただし、定員が5人を超える場合は5とする。また、従来型個室と多床室を併用して算定する場合、従来型個室の定員数と多床室の定員数の合計数の上限は5とする。）に、定員1人当たり25万円を乗じて得た額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のショートステイの整備に必要な建物新築又は建物改修にかかる工事費又は工事請負費（当該事業に係る多床室部分にかかる経費のみ対象とします）</li> <li>・地域のショートステイの整備に必要な建物購入にかかる経費（当該事業に係る多床室部分を面積按分し対象経費を算出します）</li> </ul> <p>※ただし、別の負担（補助）金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除きます。 ※消費税相当分は除きます。</p>
従来型個室又は多床室へのスプリンクラー設置	<p>地域のショートステイの定員数（ただし、定員が5人を超える場合は5とする。）に、定員1人当たり100万円を乗じて得た額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のショートステイの整備に必要なスプリンクラー設置にかかる工事費又は工事請負費</li> </ul> <p>※ただし、別の負担（補助）金又はこの区分とは別の区分において別途補助対象とする費用は除きます。 ※消費税相当分は除きます。 ※地域のショートステイに併設している指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を対象に含むことができます（消費税相当分は除きます）。</p>